

【大阪府からのお知らせ】

内閣官房及び公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、公表しました(令和5年11月29日)。

本指針は、価格転嫁が進んでいない「労務費」に関して取りまとめられたもので、事業者(発注者・受注者)が採るべき行動・求められる行動や労務費の適切な転嫁に向けた取組事例、留意すべき点などが提示されています。今後の価格交渉において、ご活用ください。



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

【指針の性格】

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。

発注者として採るべき行動／求められる行動

- ★【行動①: 本社(経営トップ)の関与】
- ★【行動②: 発注者側からの定期的な協議の実施】
- ★【行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること】
- ★【行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】
- ★【行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつくこと】
- ★【行動⑥: 必要に応じ考え方を提案すること】



受注者として採るべき行動／求められる行動

- ★【行動①: 相談窓口の活用】
- ★【行動②: 根拠とする資料】
- ★【行動③: 値上げ要請のタイミング】
- ★【行動④: 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ★【行動①: 定期的なコミュニケーション】
- ★【行動②: 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

《相談窓口》

価格交渉・価格転嫁の相談(好事例の紹介、転嫁の考え方、参考情報の提供など)	下請かけこみ寺 (0120-418-618) 価格転嫁サポート窓口(大阪府よろず支援拠点 06-4708-7045)	
本指針の記載内容に関する質問	公正取引委員会事務総局経済取引局 取引部 企業取引課 (03-3581-3378)	
独占禁止法上の優越的地位の濫用の考え方についての相談	公正取引委員会事務総局経済取引局 取引部 企業取引課 (03-3581-3375)	公正取引委員会近畿中国四国事務所 取引課 (06-6941-2175)
下請代金法上の買いたたきの考え方についての相談	公正取引委員会事務総局経済取引局 取引部 企業取引課 (03-3581-3375)	公正取引委員会近畿中国四国事務所 下請課 (06-6941-2176)
	中小企業庁事業環境部 取引課 (03-3501-1732)	近畿経済産業局 取引適正化推進室 (06-6966-6037)